

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）

この「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」（略称「建設従事者教育」）は、建設業労働災害防止協会の本部及び都道府県支部が専門機関として、求めに応じ事業者に代わって、建設工事に従事する労働者に対し、不安全行動等の防止を目的とした安全衛生教育を実施するものです。

国土交通省では、直轄工事において引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では建災防を活用したこの教育を実施するよう働きかけるとしています（平成17年3月31日付国官技第299号通達）。

また、国土交通省では、直轄工事を請け負った事業者の工事成績評価を行う際、建災防が実施している建設従事者教育を実施した場合、成績採点表（主任監督員分）にあたる安全衛生関係の「27 その他」部分として2点加算することとし、平成16年9月30日付で地方整備局などに通知しております。

「建設従事者教育」の内容

1. 対象者

建設工事現場で直轄建設工事の施工に従事する建設従事者

2. 対象となる工事現場

建設工事現場が直接的な対象（国土交通省直轄工事では原則として常時労働者が20人以上の現場）

3. 教育の実施時期及び受講頻度

実施時期：建設工事の着手後、主だった建設従事者の現場入場が出揃う時期

受講頻度：原則として1年に1回

4. 実施場所

原則として、この教育の要請のあった建設工事現場の作業所

5. 1人あたりの受講料

8,000円（テキスト代を含む）を予定 ※人数により受講料は変更する場合があります

6. 教育修了証及び実施結果報告書の交付

・この教育を修了した受講者全員に、建災防岩手県支部長名の修了証を交付（原則として1年に1回の受講頻度となるため、修了証は受講してから1年間有効）

・この教育の事業者（依頼者）には、実施報告書を交付

カリキュラム

| 科目 | 内容 | 時間 |
|---------------------------|--|-----|
| 1. 労働安全衛生関係法令 | 事業者の責任と労働者の遵守義務 | 0.5 |
| 2. 安全施工サイクルに関する事項 | 安全施工サイクルの実施方法 | 1.0 |
| 3. 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 | 1. 現場の安全管理体制 2. 現場での安全点検 3. 有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 4. その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 | 1.5 |
| 4. 労働災害の事例及びその対策 | 作業行動による労働災害防止対策 | 1.0 |
| 5. 実技訓練 (現場でできる実技体験訓練) | 1. 服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 2. 現場での合図の種類、方法及び確認 3. 適切な安全指示の方法と対応 4. その他労働安全衛生に関する実技訓練 | 2.0 |
| 合計 | | 6.0 |